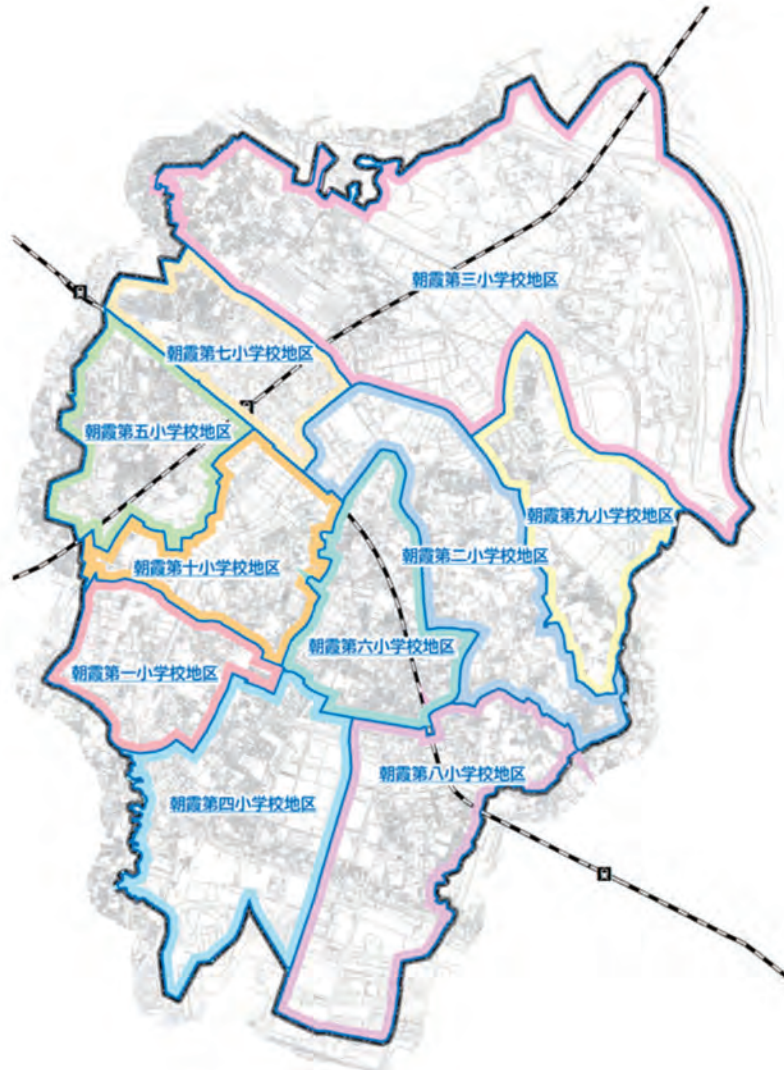




3 防災・減災まちづくりに向けた課題

立地適正化計画によりコンパクトシティ化を推進するに当たっては、居住誘導区域に指定した地域などで安心・安全に居住できるよう、都市の防災に関する機能の確保に配慮することが必要となります。ここでは、これまでの災害リスクの分析（重ね合わせ分析）で抽出した災害別の各課題の中から、都市の防災機能に関連する課題を中心に、防災マップで設定されている指定避難所（各小学校地区）別に集約して整理します。



※ここでの小学校地区別のマップに表示しているハザード情報等は、マップの見やすさの点から下記のとおり一部に限ったものとしています。

地区別マップに表示	地区別マップに非表示
洪水浸水想定区域（想定最大規模L2）	洪水浸水想定区域（計画規模L1）
家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水継続時間
内水（雨水出水）浸水実績箇所	地表震度分布（東京湾北部地震）
土砂災害特別警戒区域／警戒区域	液状化危険度分布（東京湾北部地震）
大規模盛土造成地	建物全壊棟数分布（東京湾北部地震）
住宅密集地	

課題 居住誘導区域外

土砂災害

土砂災害ハザード内に数十戸の住宅が建ち並んでおり、災害リスクの周知や早期避難の実効性を強化するソフト対策と、がけ崩れを防止するための崩落対策工事が必要
将来的に居住自体を他の安全なエリアへ誘導していく災害リスク回避の取組も重要

課題 居住誘導区域内

内水浸水

近年複数回の内水の浸水被害があるため、浸水リスクを低減する取組が必要（対策として溝沼排水機場及び調整池を建設中）



課題 居住誘導区域内

居住誘導区域外 地震

首都直下地震発生後の応急対応力には限界があるため、出来る限り被害量を軽減するための減災対策に計画的に取り組むことが必要
特に建物の耐震化は、その後の火災被害や死傷者・避難者の発生、救助活動等にも影響するため重要
(以降、全小学校地区共通)

課題 居住誘導区域内

洪水浸水 家屋倒壊

<居住誘導区域内>
・黒目川の洪水浸水想定区域（浸水深0.5~3m）内に数十戸の住宅が建ち並んでおり、災害リスクの周知や早期避難の実効性を強化するソフト対策が必要
・既に市街地が形成されており、全てを居住誘導区域から除くことは現実として難しいことから、洪水による浸水被害をできるだけ回避・低減させるための治水対策や雨水貯留浸透対策が望まれる

<居住誘導区域外>
・黒目川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に数十戸の住宅が建ち並んでおり、災害リスクの周知や早期避難の実効性を強化するソフト対策が必要。
・河岸侵食による家屋倒壊をできるだけ回避・低減させるための護岸強化の取組等が望まれる

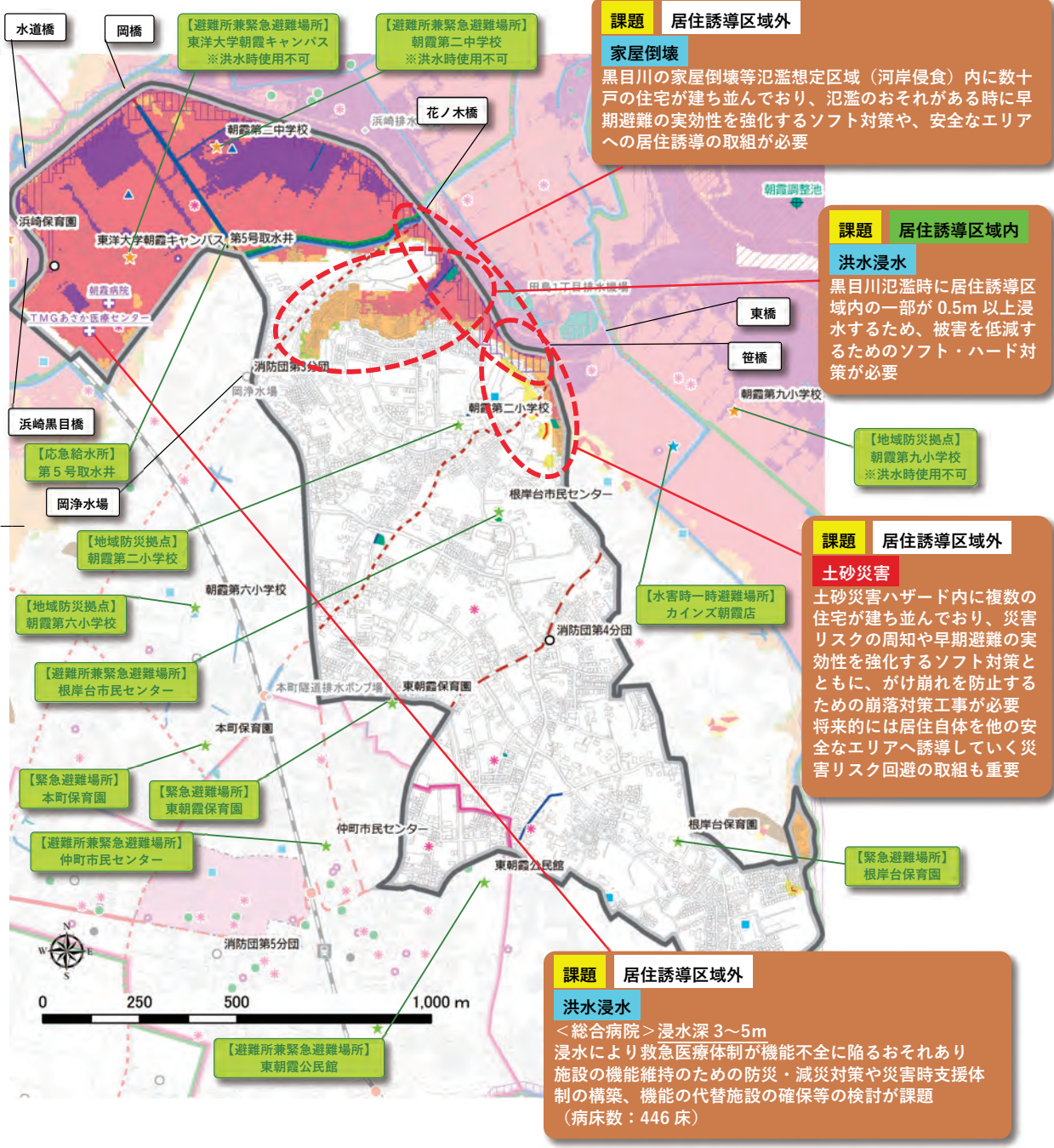
凡例

<p>都市機能誘導区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 小学校区 朝霞市 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 住宅地における浸水実績箇所 道路における浸水実績箇所 大規模盛土造成地 谷埋め型盛土 	<p>家屋倒壊等氾濫想定区域</p> <ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） 最大浸水深（想定最大規模） 0.5m未満 0.5m~3.0m未満 3.0m~5.0m未満 5.0m以上 密集市街地 不燃領域率が40%未満の市街地 戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地 30以上40戸/ha未満 40戸/ha以上 本町_密集市街地エリア 	<p>浸水時危険箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> アンダーパス <p>行政施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> 市役所・支所、警察署、消防署 その他防災関連施設 <p>教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 小・中学校、高校、大学 <p>要配慮者利用施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援施設（幼稚園、保育園等） 社会福祉施設（障がい者支援施設等） 高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設等） 総合病院 診療所 	<p>都市インフラ施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 県指定緊急輸送道路 市指定緊急輸送道路（県道） 市指定緊急輸送道路（市道） 調整池 ポンプ場等 <p>避難場所・避難所</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急避難場所、避難所（洪水、土砂災害時使用不可） 緊急避難場所、避難所 水害時一時避難場所
--	--	--	---



課題整理②

朝霞第二小学校地区



凡例			
都市機能誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)	浸水時危険箇所	都市インフラ施設
居住誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)	アンダーパス	県指定緊急輸送道路
市街化区域	最大浸水深(想定最大規模)	行政施設等	市指定緊急輸送道路 (県道)
小学校区	0.5m未満	市役所・支所、警察署、消防署	市指定緊急輸送道路 (市道)
朝霞市	0.5m~3.0m未満	その他防災関連施設	調整池
土砂災害特別警戒区域	3.0m~5.0m未満	教育施設	ポンプ場等
土砂災害警戒区域	5.0m以上	小・中学校、高校、大学	避難場所・避難所
住宅地における浸水実績箇所	密集市街地	子育て支援施設 (幼稚園、保育園等)	緊急避難場所、避難所
道路における浸水実績箇所	不燃領域率が40%未満の市街地	要配慮者利用施設	水害時一時避難場所
大規模盛土造成地	戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地	子育て支援施設 (障がい者支援施設等)	
谷埋め型盛土	30以上40戸/ha未満	高齢者福祉施設 (老人ホーム、介護施設等)	
	40戸/ha以上	総合病院	
	本町_密集市街地エリア	診療所	



< 補足 >

居住誘導区域内

・黒目川氾濫時、多くの住宅が建ち並ぶエリアが 0.5m 以上浸水するため、被害を低減するための護岸工事や避難に關するソフト対策が必要です。

居住誘導区域外

- ・内間木地域では、荒川氾濫時における浸水や浸水継続、家屋倒壊、地震発生時の液状化など、各種災害リスクが高い状態であり、居住者の安全を確保する取組が必要となりますが、ハード整備だけではリスクを十分低減できないことから、危険性の周知や避難の実効性確保など、居住者の自助の取組を強化するソフト対策が必要です。また、様々なメディアを活用して、誰もが迅速に地域のリアルタイムの災害情報を入手できる環境を整備することや、将来的に居住自体を他の安全なエリアへ誘導していく災害回避の取組も重要と考えられます。
- ・避難場所に関する課題として、水害時に使用不可となる避難場所が多い、地域に十分な備蓄のある避難場所が少ない、他の地区の安全な避難場所までの距離が遠く高齢者の避難に時間がかかる、水害時に増水する河川を越えて避難する必要がある、などが挙げられます。したがって、災害の種類・規模に応じた避難場所の整理・追加指定等を検討するほか、早期の確実な立退き避難の実効性を高めるための取組が必要です。
- ・複数の要配慮者利用施設で浸水深が 5m 以上となり、2 階まで床上浸水するため、3 階以上への垂直避難が安全なエリアへの立退き避難が必要となります。垂直避難を選択する場合には、浸水継続時間も長い場合、生活用品や医薬品の備蓄等の準備が必要です。

凡例			
都市機能誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水時危険箇所	都市インフラ施設
居住誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	アンダーパス	県指定緊急輸送道路
市街化区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	行政施設等	市指定緊急輸送道路（県道）
小学校区	最大浸水深（想定最大規模）	市役所・支所、警察署、消防署	市指定緊急輸送道路（市道）
朝霞市	0.5m 未満	その他防災関連施設	調整池
土砂災害特別警戒区域	0.5m～3.0m 未満	教育施設	ポンプ場等
土砂災害警戒区域	3.0m～5.0m 未満	要配慮者利用施設	緊急避難場所、避難所
住宅地における浸水実績箇所	5.0m 以上	子育て支援施設（幼稚園、保育園等）	緊急避難場所、避難所
道路における浸水実績箇所	密集市街地	社会福祉施設（障がい者支援施設等）	緊急避難場所、避難所
大規模盛土造成地	不燃域率が 40% 未満の市街地	高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設等）	水害時一時避難場所
谷埋め盛土	戸建住宅密度が 30 戸/ha 以上の市街地	総合病院	
	30 以上 40 戸/ha 未満	診療所	
	40 戸/ha 以上		
	本町・亞東市市街地エリア		



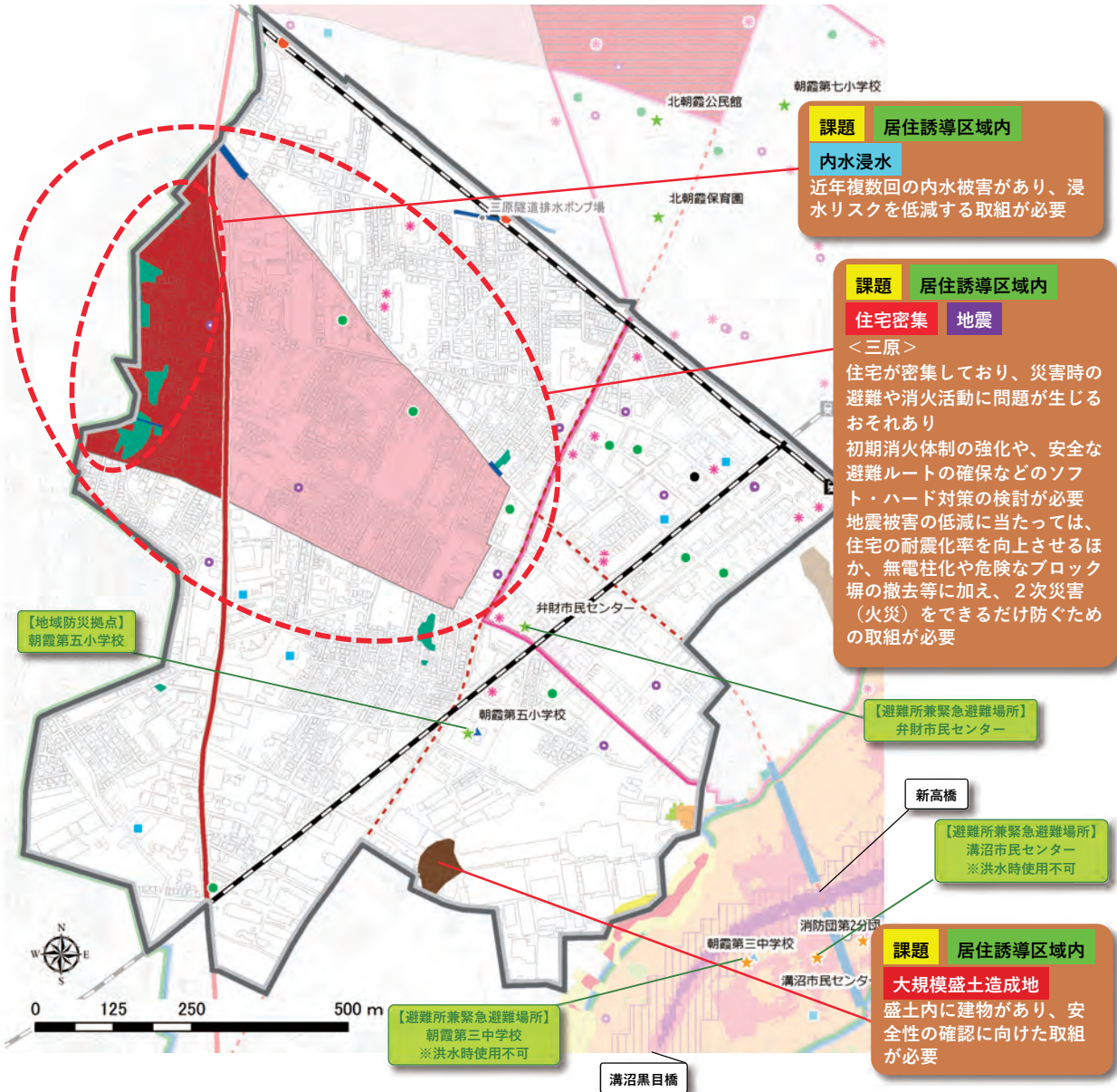
課題整理④

朝霞第四小学校地区



< 補足 > ※地区内は全て居住誘導区域
 ・地区内は、避難場所である小学校からおおむね徒歩圏（500m圏内）に含まれており、避難ルートも整備されている状況です。
 ・水害については、浸水深0.5m未満の区域では屋内での垂直避難が可能と考えられますが、浸水深0.5～3mとなる区域にも家屋等が一定数あるため、これらの居住者の立退き避難を想定した対応策が必要となります。

凡例			
都市機能誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水時危険箇所	都市インフラ施設
居住誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	アンダーパス	県指定緊急輸送道路
市街化区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	行政施設等	市指定緊急輸送道路（県道）
小学校区	最大浸水深（想定最大規模）	市役所・支所、警察署、消防署	市指定緊急輸送道路（市道）
朝霞市	0.5m未満	その他防災関連施設	調整池
土砂災害特別警戒区域	0.5m～3.0m未満	教育施設	ポンプ場等
土砂災害警戒区域	3.0m～5.0m未満	小・中学校、高校、大学	避難場所・避難所
住宅地における浸水実績箇所	5.0m以上	要配慮者利用施設	緊急避難場所、避難所（洪水、土砂災害時使用不可）
道路における浸水実績箇所	不燃領域率が40%未満の市街地	子育て支援施設（幼稚園、保育園等）	緊急避難場所、避難所
大規模盛土造成地	戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地	社会福祉施設（障がい者支援施設等）	水害時一時避難場所
谷埋の型盛土	30以上40戸/ha未満	高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設等）	
	40戸/ha以上	総合病院	
	本町・密集市街地エリア	診療所	



< 補足 > ※地区内は全て居住誘導区域

- 地区の大半で、洪水や土砂災害による災害リスクはほとんどありませんが、一部地域では近年複数回内水の浸水被害が発生しているため、浸水リスクを低減する取組が必要です。
- 住宅が密集している地域では、災害時の避難や消火活動に問題が生じるおそれがあります。避難訓練等の防災対策の取組を通じて安全に通行できる避難ルートを確認しておくとともに、安全な避難路構築のため、必要に応じて狭い道路の拡幅や無電柱化、危険なブロック塀の撤去などのハード対策の検討が必要です。

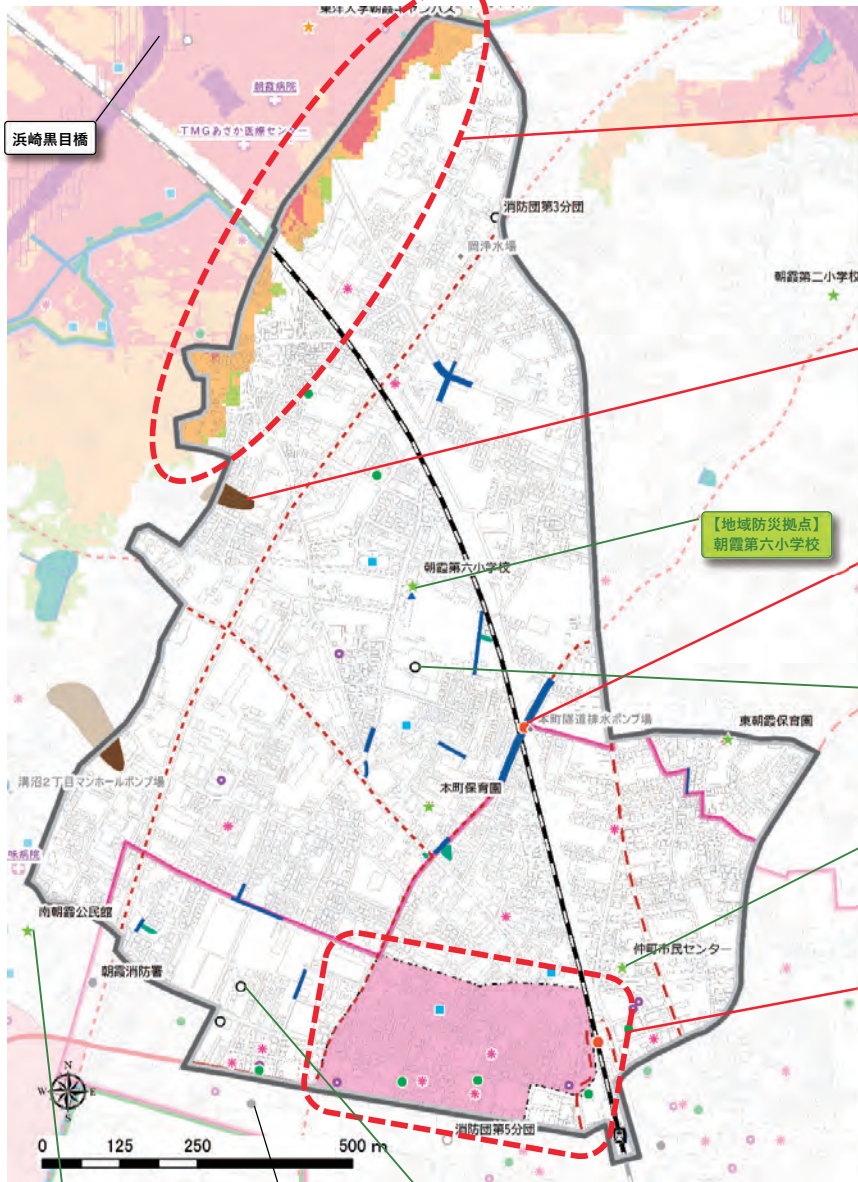
凡例

<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 小学校区 朝霞市 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 住宅地における浸水実績箇所 道路における浸水実績箇所 大規模盛土造成地 谷埋め型盛土 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流） 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食） 最大浸水深（想定最大規模） 0.5m未満 0.5m～3.0m未満 3.0m～5.0m未満 5.0m以上 密集市街地 不燃領域率が40%未満の市街地 戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地 30以上40戸/ha未満 40戸/ha以上 本町_密集市街地エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水時危険箇所 アンダーパス 行政施設等 市役所・支所、警察署、消防署 その他防災関連施設 教育施設 小・中学校、高校、大学 要配慮者利用施設 子育て支援施設（幼稚園、保育園等） 社会福祉施設（障がい者支援施設等） 高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設等） 総合病院 診療所 	<ul style="list-style-type: none"> 都市インフラ施設 県指定緊急輸送道路 市指定緊急輸送道路（県道） 市指定緊急輸送道路（市道） 調整池 ポンプ場等 避難場所・避難所 緊急避難場所、避難所（洪水、土砂災害時使用不可） 緊急避難場所、避難所 水害時一時避難場所
---	---	---	--



課題整理⑥

朝霞第六小学校地区



課題 居住誘導区域内
洪水浸水
 黒目川氾濫時、多くの住宅が建ち並び居住誘導区域内の一部が0.5m以上浸水するため、被害を低減するための護岸工事や避難に関するソフト対策が必要

課題 居住誘導区域内
大規模盛土造成地
 盛土内及び盛土下方に住宅等があり、安全性の確認に向けた取組が必要

課題 居住誘導区域内
洪水浸水 **内水浸水**
 <アンダーパス：本町隧道>
 内水被害により冠水し、通行不可となるおそれ

【市民会館】
 避難者一時滞り場所

【避難所兼緊急避難場所】
 仲町市民センター

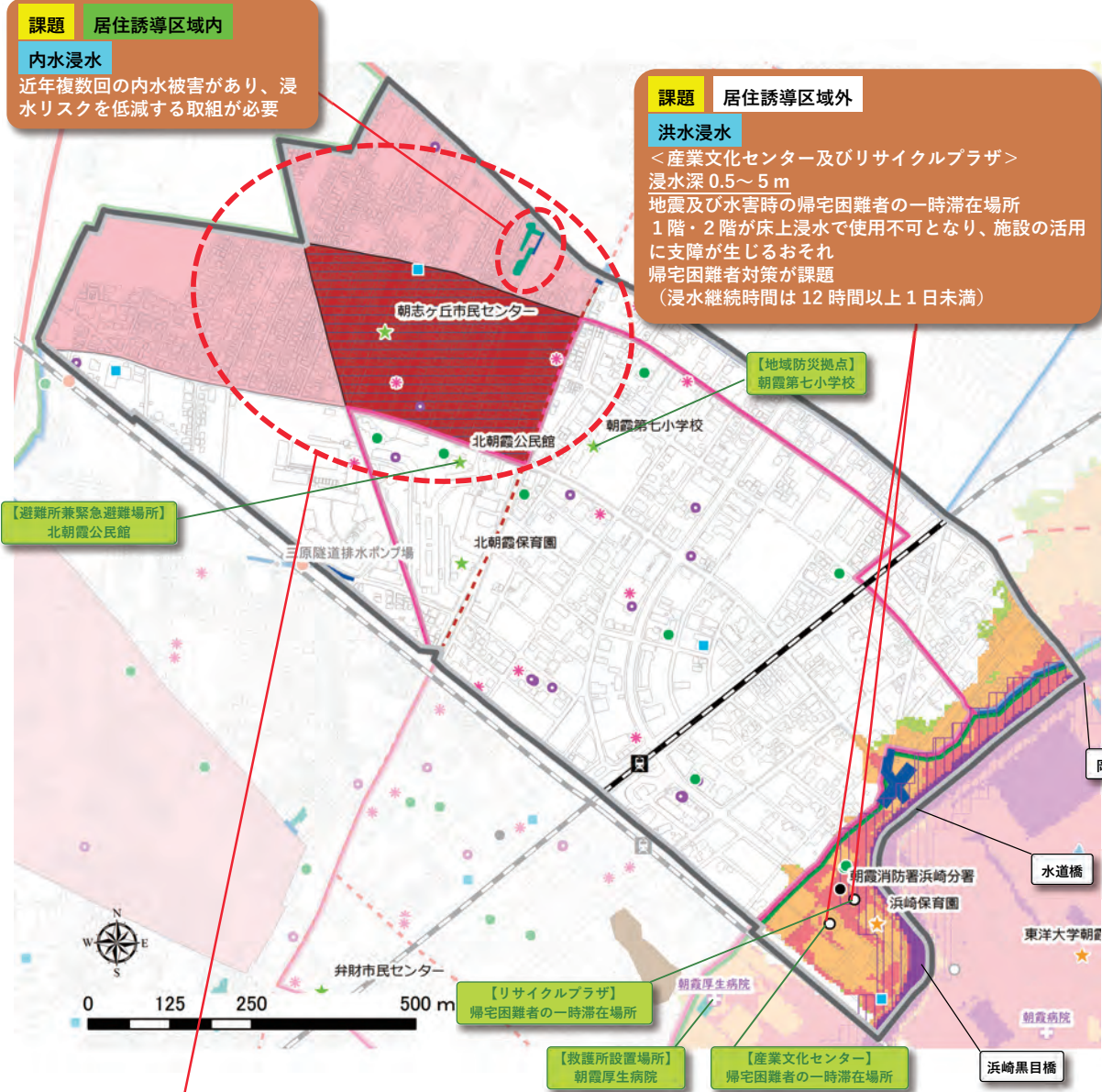
課題 居住誘導区域内
住宅密集 **地震**
 <本町>
 朝霞駅近くの地域で耐火構造となっていない建物が密集
 商業地域ながら都市計画法による「防火・準防火地域」の指定がなく、火災の防除に課題あり

【避難所兼緊急避難場所】南朝霞公民館
 朝霞市役所
 【災害時医療救護マネジメントセンター】保健センター

凡例			
都市機能誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水時危険箇所	都市インフラ施設
居住誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	● アンダーパス	県指定緊急輸送道路
市街化区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	○ 行政施設等	市指定緊急輸送道路（県道）
小学校区	最大浸水深（想定最大規模）	● 市役所・支所、警察署、消防署	市指定緊急輸送道路（市道）
朝霞市	0.5m未満	○ その他防災関連施設	調整池
土砂災害特別警戒区域	0.5m～3.0m未満	▲ 教育施設	ポンプ場等
土砂災害警戒区域	3.0m～5.0m未満	▲ 小・中学校、高校、大学	避難場所・避難所
住宅地における浸水実績箇所	5.0m以上	● 子育て支援施設（幼稚園、保育園等）	★ 緊急避難場所、避難所（洪水、土砂災害時使用不可）
道路における浸水実績箇所	密集市街地	● 社会福祉施設（障がい者支援施設等）	★ 緊急避難場所、避難所
大規模盛土造成地	不燃率40%未満の市街地	● 高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設等）	★ 水害時一時避難場所
谷埋め型盛土	戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地	● 総合病院	
	30以上40戸/ha未満	● 診療所	
	40戸/ha以上		
	本町_密集市街地エリア		

課題整理⑦

朝霞第七小学校地区



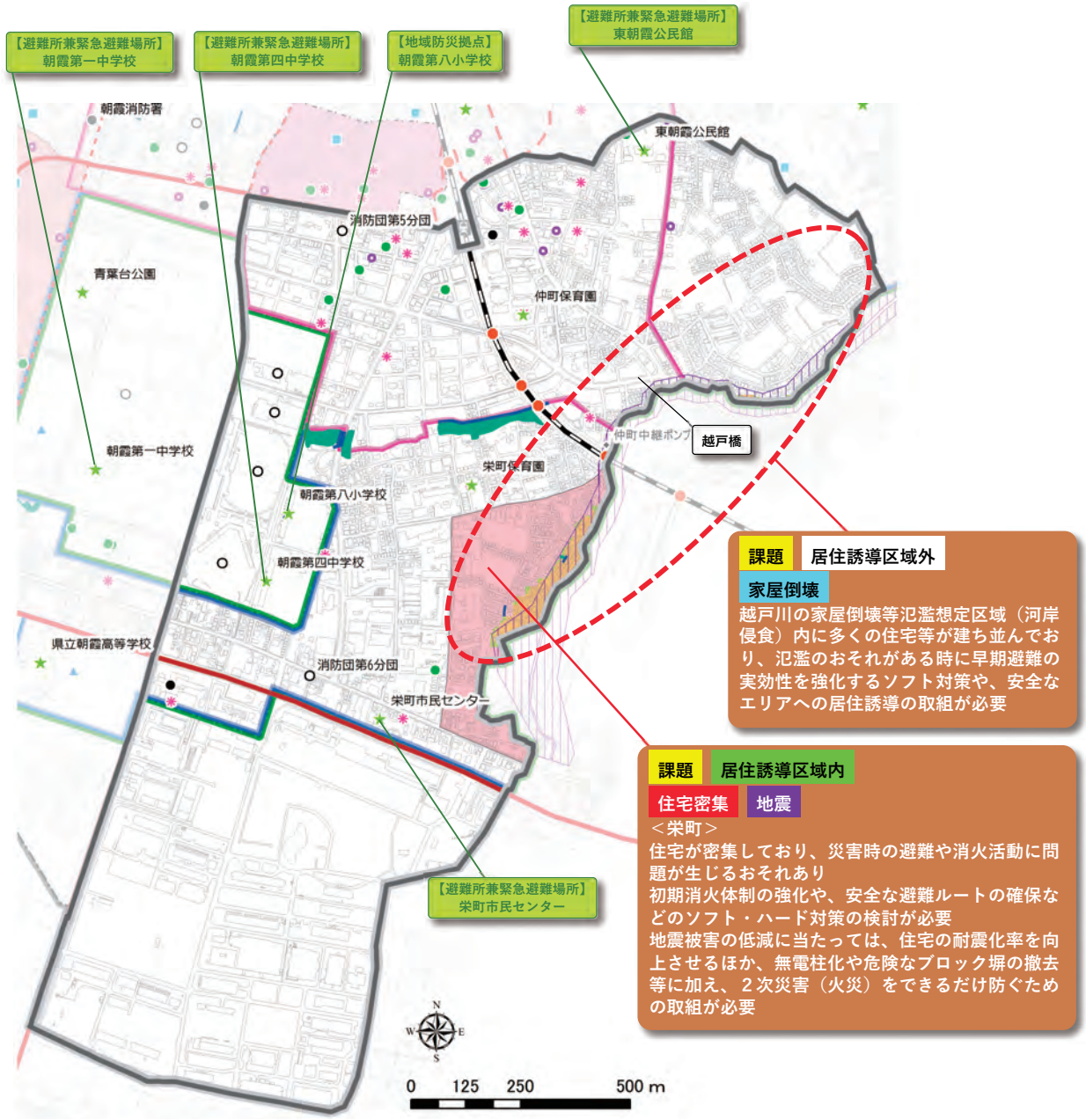
凡例

<ul style="list-style-type: none"> 都市機能誘導区域 居住誘導区域 市街化区域 小学校区 朝霞市 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 住宅地における浸水実績箇所 道路における浸水実績箇所 大規模盛土造成地 谷埋め型盛土 	<ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) 最大浸水深(想定最大規模) 0.5m未満 0.5m～3.0m未満 3.0m～5.0m未満 5.0m以上 密集市街地 不燃領域率が40%未満の市街地 戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地 30以上40戸/ha未満 40戸/ha以上 本町_密集市街地エリア 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水時危険箇所 アンダーパス 行政施設等 市役所・支所、警察署、消防署 その他防災関連施設 教育施設 小・中学校、高校、大学 要配慮者利用施設 子育て支援施設(幼稚園、保育園等) 社会福祉施設(障がい者支援施設等) 高齢者福祉施設(老人ホーム、介護施設等) 総合病院 診療所 	<ul style="list-style-type: none"> 都市インフラ施設 県指定緊急輸送道路 市指定緊急輸送道路(県道) 市指定緊急輸送道路(市道) 調整池 ポンプ場等 避難場所・避難所 緊急避難場所、避難所(洪水、土砂災害時使用不可) 緊急避難場所、避難所 水害時一時避難場所
---	---	---	--

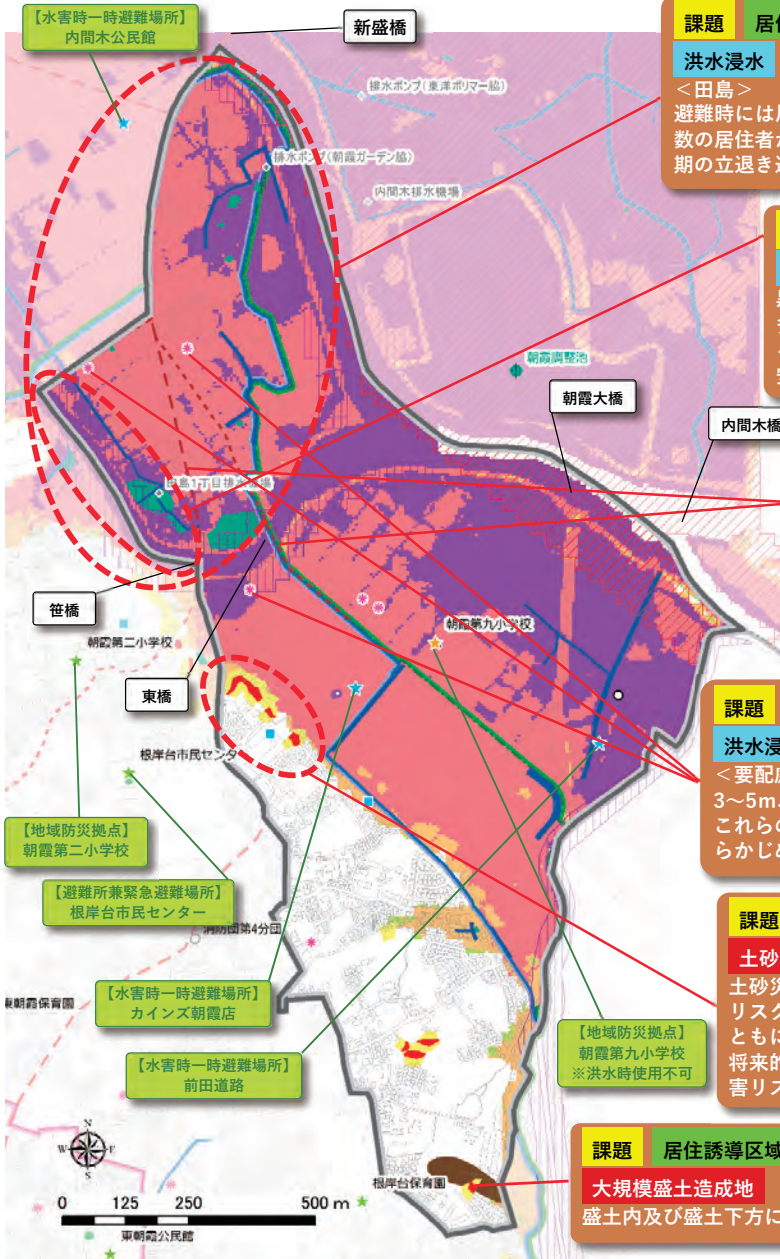


課題整理⑧

朝霞第八小学校地区



凡例			
都市機能誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水時危険個所	都市インフラ施設
居住誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	● アンダーパス	県指定緊急輸送道路
市街化区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	行政施設等	市指定緊急輸送道路（県道）
小学校区	最大浸水深（想定最大規模）	● 市役所・支所、警察署、消防署	市指定緊急輸送道路（市道）
朝霞市	0.5m未満	○ その他防災関連施設	調整池
土砂災害特別警戒区域	0.5m～3.0m未満	教育施設	ポンプ場等
土砂災害警戒区域	3.0m～5.0m未満	▲ 小・中学校、高校、大学	避難場所・避難所
住宅地における浸水実績箇所	5.0m以上	要配慮者利用施設	★ 緊急避難場所、避難所（洪水、土砂災害時使用不可）
道路における浸水実績箇所	密集市街地	● 子育て支援施設（幼稚園、保育園等）	☆ 緊急避難場所、避難所
大規模盛土造成地	不燃領域率が40%未満の市街地	● 社会福祉施設（障がい者支援施設等）	★ 水害時一時避難場所
谷埋め型盛土	戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地	● 高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設等）	
	30以上40戸/ha未満	● 総合病院	
	40戸/ha以上	● 診療所	
	本町_密集市街地エリア		



課題 居住誘導区域内
洪水浸水 洪水継続
 <田島>
 避難時には川を渡る必要があるほか、浸水が3~7日継続し、多数の居住者が長期の避難生活となることが想定されるため、早期の立退き避難や避難場所の適切な運用が必要

課題 居住誘導区域外
家屋倒壊
 黒目川の家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）内に多くの住宅等が建ち並んでおり、氾濫のおそれがある時に早期避難の実効性を強化するソフト対策や、安全なエリアへの居住誘導の取組が必要

課題
洪水浸水 内水浸水 地震
 <緊急輸送道路・橋梁>
 水害（最大3~5m冠水）や大地震時に途絶し、避難、災害救助活動、支援助資の輸送、応急復旧作業が困難となるおそれ
 ネットワークの複線化や移動手段、道路の被害低減対策等の検討が必要

課題 居住誘導区域内
洪水浸水
 <要配慮者利用施設>
 3~5m以上浸水する区域に、複数の子育て支援施設が立地
 これらの施設利用者は避難に相当の時間がかかるため、あらかじめ避難支援体制の構築が必要

課題 居住誘導区域外
土砂災害
 土砂災害ハザード内に複数の住宅が建ち並んでおり、災害リスクの周知や早期避難の実効性を強化するソフト対策とともに、がけ崩れを防止するための崩落対策工事が必要
 将来的には居住自体を他の安全なエリアへ誘導していく災害リスク回避の取組も重要

課題 居住誘導区域内
大規模盛土造成地
 盛土内及び盛土下方に住宅等があり、安全性の確認に向けた取組が必要

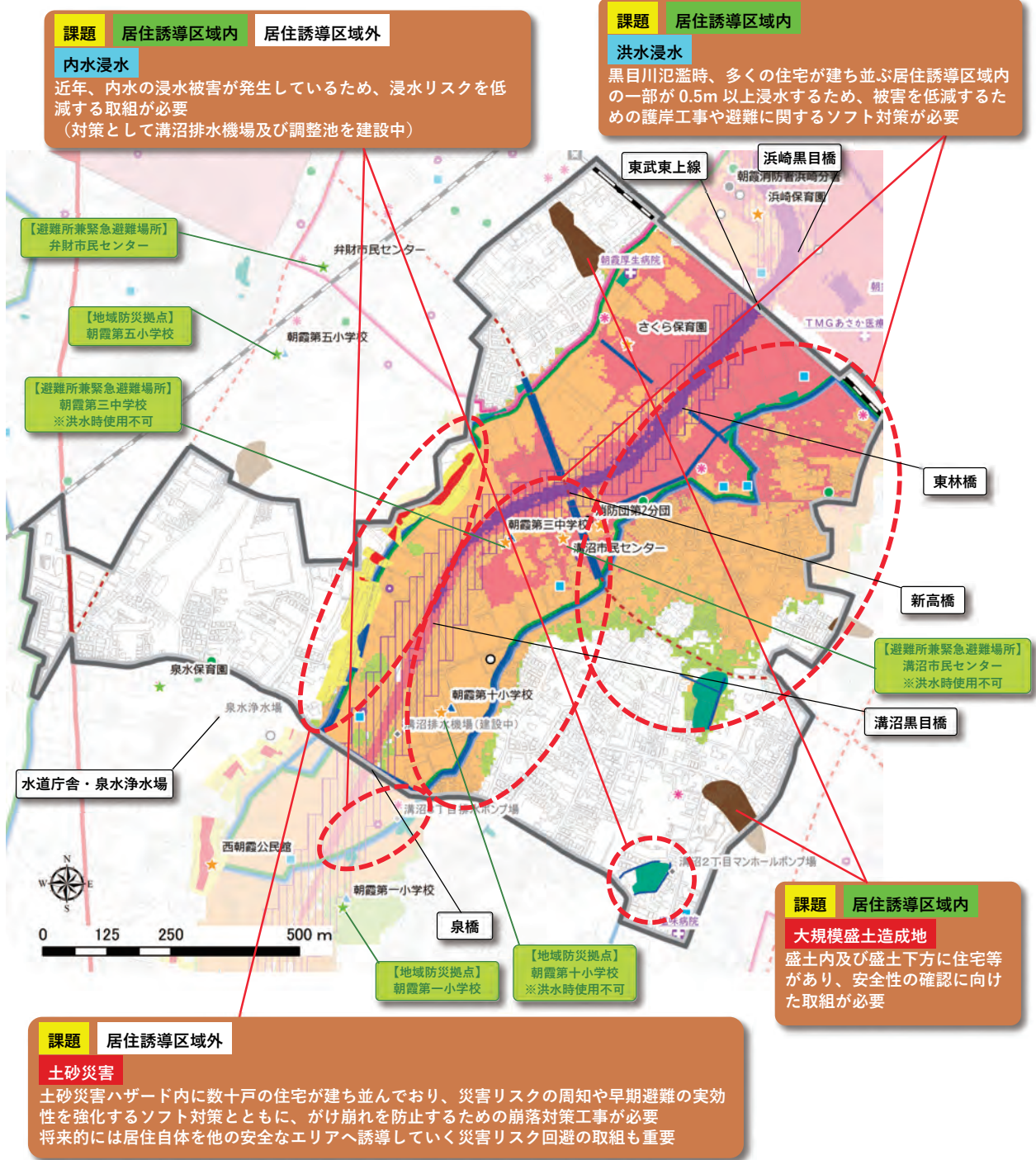
< 補足 >
 地区内の大半が浸水や家屋倒壊等各种災害ハザードエリアとなっている一方で、立地適正化計画では都市機能を補完する「国道254号バイパス沿道ゾーン」に位置付けられています。一定の居住人口もあることから、今後、都市機能の整備と併せて地域の防災・減災に資する各種対策を行い、地域全体の防災性を高めていくことが望まれます。

凡例			
都市機能誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域	浸水時危険箇所	都市インフラ施設
居住誘導区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	アンダーパス	県指定緊急輸送道路
市街化区域	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）	行政施設等	市指定緊急輸送道路（県道）
小学校区	最大浸水深(想定最大規模)	市役所・支所、警察署、消防署	市指定緊急輸送道路（市道）
朝霞市	0.5m未満	その他防災関連施設	調整池
土砂災害特別警戒区域	0.5m~3.0m未満	教育施設	ポンプ場等
土砂災害警戒区域	3.0m~5.0m未満	小・中学校、高校、大学	避難場所・避難所
住宅地における浸水実績箇所	5.0m以上	要配慮者利用施設	緊急避難場所、避難所（洪水、土砂災害時使用不可）
道路における浸水実績箇所	密集市街地	子育て支援施設（幼稚園、保育園等）	緊急避難場所、避難所
大規模盛土造成地	不燃領域率が40%未満の市街地	社会福祉施設（障がい者支援施設等）	水害時一時避難場所
谷埋め型盛土	戸建住宅密度が30戸/ha以上の市街地	高齢者福祉施設（老人ホーム、介護施設等）	
	30以上40戸/ha未満	総合病院	
	40戸/ha以上	診療所	
	本町_密集市街地エリア		



課題整理⑩

朝霞第十小学校地区





4 防災・減災まちづくりの将来像と取組方針

(1) 防災・減災まちづくりの将来像

本市は平成28(2016)年3月に第5次朝霞市総合計画を策定し、基本構想に掲げる将来像(ビジョン)として「私が暮らし続けたいまち 朝霞」を実現するためのまちづくりを推進しています。また、平成28(2016)年11月に改訂した朝霞市都市計画マスタープランでは、第5次朝霞市総合計画と共通の基本構想・将来像のもと、「安全・安心なまち」の実現に向けて、地震や集中豪雨などによる被害を軽減するため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備、雨水の排水改善や流出抑制など、災害に強いまちづくりを推進することとしています。

これらの上位計画の方針等を踏まえ、将来にわたって安心・安全に暮らせる住環境を形成し、災害から市民を守るためには、各種防災・減災対策を充実させ、都市構造自体を危険の少ない強靱なものとしていくことが求められます。そこで、誰もが安心して暮らし続けられる、災害に強い都市構造づくりに向け、防災・減災まちづくりの将来像を以下のとおり設定します。

第5次朝霞市総合計画 後期基本計画	朝霞市都市計画 マスタープラン	朝霞市地域防災計画
将来像【ビジョン】 『私が暮らし続けたいまち 朝霞』		【基本目標】 減災に向けた災害に強いまちづくり 目標1 震災による死者数を半減する。 目標2 水害による死者を出さない。 目標3 自主防災組織の結成率を100%にする。



【防災・減災まちづくりの目指す将来像(ターゲット)】

**防災・減災対策が充実し
誰もが安心して暮らせるまち**

(2) 防災・減災まちづくりの基本方針

立地適正化計画の基本的な誘導方針(ストーリー)において、防災面では、『自然災害や二次災害による被害が想定されるエリアの災害リスクを低減させるとともに、安全なエリアへの緩やかな誘導を図る』こととしています。

これを踏まえ、防災・減災まちづくりの基本方針は、災害リスクの分析で明らかとなった地域ごとの防災上の課題に対して、災害リスクの「回避」と「低減」の考え方を組み合わせ、総合的に防災・減災を図り、防災力を高めていくものとします。

【防災・減災まちづくりの基本方針】

居住誘導区域を設定することで、安全なエリアへの緩やかな誘導による『**災害リスクの回避**』と、対策を講じることによる『**災害リスクの低減**』を総合的に組み合わせることにより、防災力の向上を図る。



具体的には、次のとおりとします。

『災害リスクの回避』

本市においては、災害リスクの高いエリアが特に市街化調整区域に集中している状況を鑑み、市街化調整区域については開発許可制度等を通じた立地の適正化に継続して取り組みます。加えて、市街化区域においても土砂災害等のリスクの高いエリアについては居住誘導区域から除外し、安全なエリアへの緩やかな誘導を図ります。

『災害リスクの低減』

特に居住を誘導する区域や都市機能を補完する区域においては、ハード対策により災害の発生頻度・規模を少なくするよう取り組みます。さらに、災害が発生した場合においても人命に関わる被害をゼロにするように、市全域でソフト対策に取り組み、地域防災力の向上を図ります。

※参考

朝霞市では令和4（2022）年4月1日より市街化調整区域の開発許可については「浸水想定区域等における安全対策」が必要となりました。

【開発許可等の審査基準の改正】

令和2（2020）年6月の都市計画法の改正を受け、朝霞市では市街化調整区域における開発許可等の審査基準の改正を行いました。令和4（2022）年4月1日以降に、市街化調整区域内の浸水想定区域において、開発行為等を行う場合は、次の「浸水想定区域等における安全対策」が必要になります。

- (1) 開発区域が水防法第15条第1項第4号に定める浸水想定区域に指定されている場合は、緊急時の垂直避難が可能となるよう、原則として、床面の高さが想定浸水深以上となる居室等を設けるものとする。
- (2) 床面の高さが想定浸水深以上となる居室等を設けることが困難である場合は、指定避難場所若しくは一時避難場所等へ迅速かつ確実な避難が可能となるよう、避難行動計画等（マイ・タイムライン、避難確保計画を含む）を策定し、許可申請時に提出するものとする。
- (3) 開発区域が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項に定める土砂災害警戒区域に指定されている場合は、地域防災計画に定められた避難場所へ迅速かつ確実な避難が可能となるよう、避難行動計画等を策定し、許可申請時に提出するものとする。
- (4) 上記（2）、（3）による場合は、確実な避難行動が行えるよう策定した避難行動計画等に基づき災害を想定した避難訓練を定期的に行うこと。

※国の技術的助言では、想定浸水深が3.0m以上となる区域は都市計画法第34条第11号及び同条第12号条例区域から災害リスクの高いエリアの除外を求めています。朝霞市では技術的助言をもとに「条例区域から除外しない」と判断したうえで、上記の「浸水想定区域等における安全対策」を審査基準に加えることとしました。

資料：朝霞市ホームページ



(3) 災害種別ごとの防災・減災まちづくりの取組方針

防災・減災まちづくりの基本方針に基づき、災害種別ごとに、災害リスクの低減や回避のための取組方針を定めます。

災害種別の防災・減災まちづくり方針

	課題	取組方針
各災害共通	ハード整備だけでは災害の発生は未然に防ぐことができないことを踏まえ、早期の確実な避難など自助・共助を強化することに加えて、行政においては災害発生時の対応力の強化が必要。	災害に関するリスクの啓発や自主防災組織の強化、要支援者個別避難計画の策定等を通じて、自助・共助による地域防災力の強化を図る。さらに、避難所や防災倉庫の整備、緊急輸送道路などインフラの強靱化等を通じて、災害発生時の対応の強化・迅速化を図る。
水害 (洪水・内水・家屋倒壊)	市街化調整区域全域及び居住誘導区域の一部に浸水想定区域が存在し、区域内に要配慮者利用施設や都市施設も立地している。また、ひとたび浸水すると一部地域では被害が長期化するおそれ。	流域に関わる関係者全体で治水に取り組む「流域治水」により、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を講じるとともに、早期の確実な避難行動や備蓄品の用意等ソフト対策の充実を図り、水害による死者をゼロにする。
土砂災害	市街化区域の一部に土砂災害特別警戒区域等が存在し、災害発生時には人命・財産に被害を及ぼすおそれ。	災害発生時の確実な避難に向けた取組を進めるとともに、居住誘導区域から除外することで、安全なエリアへの緩やかな誘導を図る。
火災+地震 (密集市街地)	居住誘導区域内で、住宅が密集する地区が点在し、火災等による被害が大きくなるおそれ。	空き家の適正な管理やオープンスペースの確保、狭あい道路の拡幅、防火地域・準防火地域の指定等を通じて、リスクの低減を図る。
地震	市全域で震度6弱～6強が想定され、耐震化されていない木造家屋を中心に1,000棟を超える建物が全壊または半壊するおそれ。	個々の建物やインフラの耐震化の更なる普及を進め、リスクの低減を図る。



5 具体的な防災・減災の取組とスケジュール

ここでは、関連する国・県及び本市の各種計画に基づき実施または計画されている防災・減災の具体的な取組のうち、主なものを集約し、指針としての長期的な視点から、短期（おおむね5年）、中期（10年）、長期（20年）に区分し、ロードマップの形で整理（見える化）します。今後、都市計画マスタープランや立地適正化計画等で防災・減災まちづくりの検討を行う際には、一体的な運用や連携を図るため、前項で定めた取組方針やこれらの具体的な取組の内容を踏まえるものとしします。

取組の概要

	水害 (洪水・内水・家屋倒壊)	土砂災害 (土砂災害警戒区域等)	火災+地震 (住宅密集地)	地震
課題 (前ページ再掲)	【各災害共通】ハード整備だけでは災害の発生は未然に防ぐことができないことを踏まえ、早期の確実な避難など自助・共助を強化することに加えて、行政においては災害発生時の対応力の強化が必要。			
	市街化調整区域全域及び居住誘導区域の一部に浸水想定区域が存在し、区域内に要配慮者利用施設や都市施設も立地している。また、ひとたび浸水すると一部地域では被害が長期化するおそれ。	市街化区域の一部に土砂災害特別警戒区域等が存在し、災害発生時には人命・財産に被害を及ぼすおそれ。	居住誘導区域内で、住宅が密集する地区が点在し、火災等による被害が大きくなるおそれ。	市全域で震度6弱～6強が想定され、耐震化されていない木造家屋を中心に1,000棟を超える建物が全壊または半壊するおそれ。
取組方針 (前ページ再掲)	【各災害共通】災害に関するリスクの啓発や自主防災組織の強化、要支援者個別避難計画の策定等を通じて、自助・共助による地域防災力の強化を図る。さらに、避難所や防災倉庫の整備、緊急輸送道路などインフラの強靱化等を通じて、災害発生時の対応の強化・迅速化を図る。			
	流域に関わる関係者全体で治水に取り組む「流域治水」により、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策を講じるとともに、早期の確実な避難行動や備蓄品の用意等ソフト対策の充実を図り、水害による死者をゼロにする。	災害発生時の確実な避難に向けた取組を進めるとともに、居住誘導区域から除外することで、安全なエリアへの緩やかな誘導を図る。	空き家の適正な管理やオープンスペースの確保、狭あい道路の拡幅、防火地域・準防火地域の指定等を通じて、リスクの低減を図る。	個々の建物やインフラの耐震化の更なる普及を進め、リスクの低減を図る。

	国	県	市	市民事業者
ハード対策	荒川・新河岸川・黒目川流域治水プロジェクトの推進 (国・県・流域市町村)	内間木公園の拡張整備に伴う水害対策検討	国道・県道・都市計画道路の整備、無電柱化(埼玉県)	市道、都市計画道路の整備、無電柱化 防災機能を持つ公園の充実
	雨水貯留施設の整備(調整池等)	緑地・農地の保全・創出	防災倉庫・災害ボランティアセンター整備	公共施設の耐震化 橋梁の長寿命化・耐震化
	水路の浚渫工事 側溝の維持管理	グリーンインフラの設置推進	大規模盛土造成地の安全性確認	消防水利の維持管理・充実 消防車用道路の拡幅整備
ソフト対策	民間事業者・団体との災害支援協定の締結(医療・福祉体制、食料、生活用品、避難場所等)	要配慮者の避難支援体制づくり(避難確保計画、避難行動要支援者台帳、福祉避難所の確保)	立地適正化計画による安全なエリアへの居住誘導	防火・準防火地域の指定 空家の適正管理
	雨水流出抑制施設の設置指導	イベント・広報を通じた防災啓発	登録者への災害情報の個別伝達	民間建築物の耐震化促進
	災害時用物資の備蓄	GIS等による災害情報のオープンデータ化推進	レドゾーンへの建築規制(都計法)	自主防災組織や消防団の充実、強化 避難体制の強化(防災訓練・計画)
市民事業者	開発許可基準の強化(安全措置の義務付け)	ブロック塀の倒壊防止対策		



■ 各災害共通の取組

取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク回避	ハード対策	—	— (なし)	—	—	—	—
	ソフト対策	規制誘導	災害レッドゾーンにおける建築物の立地・建築規制 都市計画法に基づき、災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域等）における社会福祉施設、病院、店舗、分譲住宅、賃貸住宅等の開発を原則禁止とする適正な事務を行う。 対象地域 災害レッドゾーン 関連計画 都市計画法、土砂災害防止法	市県	○	○	○
			立地適正化計画の届出・勧告制度による立地・建築誘導 立地適正化計画による市への届出・勧告制度を活用し、居住誘導区域外における3戸以上の住宅の開発行為等を抑制し、災害のおそれが少ない安全なエリアへの居住の誘導を図る。 対象地域 立地適正化計画の居住誘導区域外 関連計画 朝霞市立地適正化計画	市	○	○	○
	リスク低減	ハード対策	建築物不燃化 主に地区計画区域内において、都市計画法に基づく「防火・準防火地域」の指定とその制度運用を通じ、市内建築物の不燃化を図る。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市国土強靱化地域計画・朝霞市総合計画	市	○	○	○
避難路や延焼遮断帯となる道路整備の推進 各種災害時に緊急輸送道路、避難路、火災時の延焼遮断帯としての重要な役割を担う都市計画道路や地区施設道路等の道路整備を推進する。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市道路整備基本計画			市	○	○	○	
災害時の道路の閉塞を防ぐ狭あい道路の拡幅整備 市内に点在する幅員4m未満の狭あい道路について、防災性強化のため道路の拡幅整備に努める。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市道路整備基本計画			市	○	○	○	
電柱倒壊による道路閉塞や停電を防ぐ無電柱化の推進 災害時における道路ネットワーク強化のため、緊急輸送道路や防災拠点等へアクセスする主要な道路の無電柱化を推進する。 対象地域 市道8号線他緊急輸送道路など 関連計画 朝霞市国土強靱化地域計画、朝霞市無電柱化推進計画			市	○	○	○	
橋梁の長寿命化・耐震化・浸水などの保全対策 市内の橋梁33か所の定期的な点検を行い、その結果を踏まえた適切な補修補強等の保全対策を実施し、長寿命化等を進める。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市道路整備基本計画、朝霞市橋梁長寿命化修繕計画			市	○	○	○	
電柱倒壊による道路閉塞や停電を防ぐ無電柱化の推進 災害時における道路ネットワーク強化のため、緊急輸送道路や防災拠点等へアクセスする主要な道路の無電柱化を推進する。 対象地域 市道8号線他緊急輸送道路など 関連計画 朝霞市国土強靱化地域計画、朝霞市無電柱化推進計画			市	○	○	○	



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク低減	ハード対策	防災倉庫	防災倉庫の整備 災害用品（食料、毛布、仮設トイレなど）を備蓄する防災倉庫について、朝霞台駅周辺地域における更なる充実を図るため、洪水浸水想定区域外の溝沼浄水場跡地に建設予定の複合公共施設内に整備する。	市	○		
			対象地域 第五・第七小学校地区				
			関連計画 -				
		防災設備	小・中学校に設置されている非常用発電設備の維持管理 地域防災拠点及び避難場所となっている小・中学校に設置されている非常用発電設備について、災害時に体育館照明やコンセント電源、フリーWi-Fiが使用できるように、維持管理や定期点検を行う。	市	○	○	○
			対象地域 市内の小・中学校全15校				
			関連計画 -				
		防災設備	道路監視カメラを用いた被害状況のリアルタイム把握 内水被害が発生しやすいアンダーパス等の箇所に監視カメラを設置し、災害時にリアルタイムで被害状況を把握できる環境を整備・維持する。	市	○	○	○
			対象地域 全域				
関連計画 -							
公園	災害時に役立つ公園の整備・維持管理 防災機能を持った公園の充実を図るため、多目的トイレ整備や段差解消等のバリアフリー化を進めるとともに、公園に整備する必要のある防災施設の設置を検討する。復旧活動場所としての活用についても検討する。	市	○	○	○		
	対象地域 全域						
	関連計画 朝霞市みどりの基本計画						
防災拠点	緊急輸送拠点の整備 ①物資輸送場所の確保 中央公園野球場及び総合体育館を、災害時の援助物資等の一次集積場所として活用できるよう機能の確保を行う。 ②ヘリコプター臨時離着陸場の指定 道路・橋梁被害により負傷者や緊急物資の輸送が不可能な場合に、ヘリコプターによる輸送を行うための臨時離着陸場を選定し、機能確保を行う。	市	○	○	○		
	対象地域 全域						
	関連計画 朝霞市地域防災計画						
給水	給水体制の整備 被災者に給水活動が行えるよう、給水車、給水タンク、給水袋等を整備するとともに、資機材の定期的なメンテナンスを行う。	市	○	○	○		
	対象地域 全域						
	関連計画 朝霞市地域防災計画						
災害物資の備蓄	災害時用飲料水の備蓄 災害時用及び水道事故対応のため、500mlペットボトル水「深井戸天然水 朝霞の雫」を常時20,000本備蓄する。	市	○	○	○		
	対象地域 朝霞市水道庁舎						
	関連計画 (ペットボトル水「深井戸天然水 朝霞の雫」の製造・管理)						



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク低減	ハード対策	災害物資の備蓄	災害時用食料・物資の備蓄 災害時用に、非常用食料（アルファ米、乾パン等）、生活物資（毛布・仮設トイレ等）、医薬品・医療用資機材等を必要量備蓄する。	市	○	○	○
			対象地域 各地域防災拠点、保健センター等				
			関連計画 朝霞市地域防災計画				
	ソフト対策	防災教育	防災意識向上の啓発 広報誌、パンフレット、チラシ、ホームページ、SNSなど複数の情報媒体を通じて、危険箇所・避難行動等の周知や災害に関する基礎的知識の普及・啓発を図る。	市	○	○	○
			対象地域 全域				
			関連計画 朝霞市地域防災計画				
		防災ツール	GISを用いた防災情報の発信 GIS（地理情報システム）による防災情報システムを構築し、防災に役立つ各種ハザードマップや避難場所などの防災情報や、災害のリアルタイム情報などを発信する。	市	○		
			対象地域 全域				
			関連計画 —				
		自主防災組織	自主防災組織の強化 地域防災アドバイザーとの協力や自主防災マニュアルの作成・配布、防災講演会の開催等を通じて、自主防災組織の組織率向上に努める。また、地震時等に有効に機能するよう、資機材の補助や組織の育成、活動の充実を図り、住民による消火器等での初期消火力を高める。	市民市	○	○	○
対象地域 全域							
関連計画 朝霞市地域防災計画							
消防団	消防団の充実・強化 消防団員の確保・育成や、消防団の活動拠点となる詰所、車両、資機材及び設備の整備・充実等を通じて、地域防災力の強化を図る。	市	○	○	○		
	対象地域 全域						
	関連計画 朝霞市地域防災計画						
避難支援	避難行動要支援者支援制度の運用 災害時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するための制度で、避難行動要支援者台帳へ登録することで地域での避難支援体制づくりへの活用や避難目的での宿泊費の補助等を行う。	市		○			
	対象地域 全域						
	関連計画 避難行動要支援者支援制度						
避難計画	要配慮者利用施設における避難確保計画の策定・運用 浸水想定区域内などにある医療・子育て支援・社会福祉施設などの要配慮者利用施設について、避難確保計画の策定支援と訓練を実施し、避難行動の実効性向上を図る。	市	○				
	対象地域 主に浸水想定区域内にある要配慮者利用施設						
	関連計画 水防法、土砂災害防止法						



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク低減	ソフト対策	防災計画	障害・介護福祉施設等における防災計画の策定・運用 障害・介護福祉施設／事業所の入所者や職員の命を守るとともに、サービスの早期再開を図るため、地震や風水害などの大規模な災害の発生を想定した施設ごとの防災計画を策定する。	事業者市	○			
			対象地域 市内の障害・介護福祉施設／事業所					
			関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・障害児（者）施設災害対応マニュアル（埼玉県福祉部障害者支援課） ・介護施設、事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚労省） 					
		連携強化	障害・介護福祉施設等と関係機関の連携体制強化 非常災害や感染症の発生時にサービス提供の継続や迅速な業務再開を図るため、非常災害時等における関係機関との連携体制を整備する。	市事業者	○	○	○	
			対象地域 市内の障害・介護福祉施設／事業所					
			関連計画 <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策に係る計画又は洪水時等の避難確保計画 ・介護施設、事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン（厚労省） 					
		避難訓練	地域防災計画に基づく住民避難訓練の企画・参加呼びかけ・実施 要配慮者に地域における防災訓練への参加を呼びかけ、実地訓練を体験してもらうとともに、市民に対しても要配慮者の救助・救援に関する訓練を実施する。	市市民	○	○	○	
			対象地域 全域					
関連計画 朝霞市地域防災計画								
啓発	イベントや広報を通じた防災啓発 市や学校、商店街、企業等が主催するイベントや「防災フェア」「防災の日」「防災週間」関連の取組、出前講座などでハザードマップの配布・掲示・説明等を行い、日頃からの防災に対する意識啓発を図る。	市	○	○	○			
	対象地域 全域							
	関連計画 -							
避難場所	避難所内設備の整備 避難生活の長期化や要配慮者に対応するため、避難生活を良好に保つための設備（テント等）の整備や施設のバリアフリー化等を進める。	市	○	○	○			
	対象地域 全域							
	関連計画 朝霞市地域防災計画							
医療体制協定	初期医療体制の整備 朝霞地区医師会等と締結した「災害時における医療救護活動に関する協定書」に基づき、救護所の設置や救護班の編成、医薬品・医療用資機材等の確保等に関する初期医療体制を整備する。	市医師会等	○	○	○			
	対象地域 全域							
	関連計画 朝霞市地域防災計画							
避難場所協定	福祉避難所の整備 福祉施設と福祉避難所設置に関する協力協定を締結し、必要数を確保する。（R4（2022）.12時点10施設） また、福祉避難所となる福祉施設に対し、災害時の要配慮者の受入れを含む事業継続計画の策定を支援する。	市事業者	○	○	○			
	対象地域 全域							
	関連計画 朝霞市地域防災計画							



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク低減	ソフト対策	協定	各種協定の締結 災害時に民間事業者等から支援を受けられるよう、各種協定を締結する。 ①食料や生活必需品の供給（農協、スーパー、ホームセンター、コンビニ、自販機事業者等） ②避難場所、応急活動用地の提供（大学、高校、物流倉庫、ホテル、大学校等） ③建設資機材の提供や運送等の応急対策活動全般（商工会） ④ガス・燃料の供給（ガス・石油関連団体） ⑤避難者や物資の輸送（バス、トラック、レンタカー関連団体） 等	市 事業者	○	○	○	
			対象地域					全域
			関連計画					朝霞市地域防災計画

■ 水害に関する取組

取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク回避	ハード対策	治水対策	堤防整備・河道掘削等の河川整備 荒川、新河岸川、黒目川、越戸川において、洪水を安全に流下させるための河川整備を実施する。	国 県	○	○	○	
			対象地域					全域
			関連計画					河川整備計画、荒川水系流域治水プロジェクト等
		治水対策	洪水調節施設の整備 荒川第二・第三・第四調節池等の洪水調節施設の整備を行う。	国 県	○	○	○	
			対象地域					全域
			関連計画					河川整備計画、荒川水系流域治水プロジェクト等
	雨水貯留施設整備	調整池・排水機場の新規整備 ゲリラ豪雨による内水氾濫の抑制施策として、溝沼地区（朝霞第十小学校付近）に、調整池と排水機場を整備する。（溝沼地区の対策を令和7（2025）年度末までに完了予定）	市	○				
対象地域		溝沼地区						
関連計画		朝霞市雨水管理総合計画						
ソフト対策	規制誘導	立地適正化計画による居住誘導 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）を居住誘導区域から除外することで、安全なエリアへ緩やかな居住誘導を図る。	市	○	○	○		
		対象地域					荒川・新河岸川・黒目川流域（田島、根岸台、溝沼、膝折町、宮戸）	
		関連計画					朝霞市立地適正化計画	
リスク低減	ハード対策	雨水流出抑制	雨水の流出抑制対策 校庭貯留・公園貯留・水田貯留などの流出抑制対策を推進する。	国 県 市 民間	○	○	○	
			対象地域					全域
			関連計画					荒川水系流域治水プロジェクト



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスフ低減	ハード対策	雨水流出抑制	土地区画整理事業における雨水の流出抑制対策 洪水浸水想定区域内で施行中の土地区画整理事業『あずま南地区』の区域内に、「埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例」に基づく雨水流出抑制施設（地下調整池等）を整備する。 対象地域 大字台及び大字根岸の一部 関連計画 あずま南地区地区計画	区画整理組合市	○	○		
			雨水流出抑制	緑地や農地の保全・創出 遊水や保水機能などの水害の軽減機能を持つ生産緑地や特別緑地保全地区等を保全・創出する取組を推進する。 対象地域 全域 関連計画 -	市	○	○	○
				雨水流出抑制	グリーンインフラの設置の推進 雨水の貯留・流出機能を持つグリーンインフラの機能を活用するため、道路や公園に雨庭等の設置を行う。 対象地域 全域 関連計画 -	市	○	○
		排水施設			内水の重点対策地区における浸水対策の実施 重点対策地区において、下水道管渠、貯留施設、排水機場を整備する。 対象地域 三原、朝志ヶ丘、溝沼、膝折町（朝霞市雨水管理総合計画の重点対策地区） 関連計画 朝霞市雨水管理総合計画	市	○	○
			排水施設		水路の浚渫、側溝等の適切な維持管理 道路等の冠水を防ぐため、水路の浚渫や側溝・雨水ますの適切な維持管理、希望者への土のうの無償配布を行う。 対象地域 全域 関連計画 -	市	○	○
				浸水対策	地区計画を活用した水害対策の検討 内間木公園の拡張整備事業や、国道254号バイパス沿道の土地利用の検討において、地区計画等を活用した水害対策を検討する。 対象地域 内間木地域 関連計画 -	市	○	○
		支援拠点整備			災害ボランティアセンターの拠点整備 災害時に災害ボランティアセンターとして活用するための集会所等を、洪水浸水想定区域外に建設を計画している複合公共施設内に整備する。あわせて、災害時の支援拠点となる社会福祉協議会の本部機能の一部についても、現在の洪水浸水想定区域内にある総合福祉センターから複合公共施設内へ移転する。 対象地域 第五・第七小学校地区 関連計画 -	市	○	
			ソフト対策		開発許可等の審査基準の改正による、市街化調整区域の開発規制 (自己業務用不可、居室の高さ、マイ・タイムライン等（令和4（2022）年4月1日運用開始）) 対象地域 市街化調整区域 関連計画 朝霞市国土強靱化地域計画	市	○	○



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標				
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)		
リスク低減	ソフト対策	規制誘導	雨水流出抑制施設の設置指導 朝霞市開発の手続き条例に基づき、500㎡以上の開発行為時には雨水流出抑制施設（浸透・貯留施設）を、500㎡未満の場合は雨水浸透ますを設置するよう指導・啓発を行う。	市	○	○	○		
			対象地域					全域	
			関連計画					朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例	
		補助金	建築物等の浸水被害の軽減を図ることを目的とする止水板設置費補助金の交付 建物の出入口等に、雨水の侵入を防ぐ止水板を設置する工事を行う際、費用の一部を補助する。	市	○				
			対象地域						全域
			関連計画						朝霞市止水板設置費補助金交付要綱
		意識啓発	マスメディアを通じた防災情報の広報 市の地元ラジオ局「ナナコFM」や広報誌などと連携し、防災に関する情報提供を行い、防災の意識啓発や注意喚起を図る。	市	○	○	○		
			対象地域						全域
			関連計画						朝霞市地域防災計画
		意識啓発	まちなかの電柱や道路等への防災情報の掲示 水害ハザードマップで浸水する危険性が高い地域において、生活空間であるまちなかの電柱や道路などに、浸水深や最寄りの避難所、避難方向等の防災情報を掲示することで、日常の中で防災意識や適切な避難の判断・実効性の向上を促進する。	市	○	○	○		
			対象地域						全域
			関連計画						—

■ 土砂災害に関する取組

取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク回避	ハード対策	対策工事	急傾斜地対策工事の実施 膝折地区など市内で土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている急傾斜地の崩落対策工事を行う。	土地の所有者、管理者又は占有者	○	○	○	
			対象地域					全域
			関連計画					—
	ソフト対策	規制誘導	立地適正化計画による安全なエリアへの居住誘導 土砂災害特別警戒区域と土砂災害警戒区域を居住誘導区域から除外することで、緩やかな居住誘導を図る。	市	○			
			対象地域					宮戸、岡、根岸台、泉水、膝折町
関連計画			朝霞市立地適正化計画					



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク低減	ハード対策	安全性確認	大規模盛土造成地の安全性確認 第二次スクリーニング計画を作成し、必要に応じて第二次スクリーニングを実施し、危険と判断された箇所については対策を検討する。	市	○	○	○	
			対象地域					大規模盛土造成地
			関連計画					-
	ソフト対策	災害情報の伝達	登録者への災害情報の伝達 土砂災害リスクのある地域に居住している登録者に対し、降雨前や警報発令時にメール等で個別通知を行う。	市	○	○	○	
対象地域			全域					
関連計画			-					

■ 密集市街地（火災+地震）に関する取組

取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク回避	ハード対策	-	- (なし)	-	-	-	-	
	ソフト対策	-	- (なし)	-	-	-	-	
リスク低減	ハード対策	各戸対策	各戸対策の推進 ①感震ブレーカーの設置推進 ②消防設備の設置 ③住宅の防火・不燃化改修 ④二方向避難が可能となる緊急避難路の整備促進	市	○	○	○	
			対象地域					朝志ヶ丘2丁目、3丁目、4丁目、本町2丁目等
			関連計画					埼玉県密集市街地改善計画骨子案（朝霞市への技術的支援計画）
	ハード対策	消防設備	消防水利（防火水槽・消火栓）の適切な維持管理 消火活動時の水源となる防火水槽や消火栓について、消防法等に基づき維持管理や整備の充実を図る。	市	○	○	○	
			対象地域					全域
			関連計画					-
ハード対策	公園	公園不足地における公園の整備 空き家・空き地を公園に整備することで、不燃領域率の改善や延焼遅延効果、身近な避難場所としての活用を図る。	市	○	○	○		
		対象地域					全域	
		関連計画					朝霞市みどりの基本計画	



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標			
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)	
リスク低減	ハード対策	消防車用道路整備	円滑な消防活動のための狭あい道路の拡幅整備 消防車が通行可能となる幅員6m道路をネットワーク型につながるよう整備する。 対象地域 朝志ヶ丘2丁目、3丁目、4丁目等 関連計画 - (朝霞市都市計画マスタープラン)	市	○	○	○	
			ソフト対策	都市計画法に基づく防火地域・準防火地域の指定 対象地域を都市計画法に基づく「防火地域」または「準防火地域」に指定することで、建物更新に伴う不燃化率の改善を図る。 対象地域 本町2丁目の一部、朝志ヶ丘2丁目、3丁目、4丁目等 関連計画 朝霞市立地適正化計画(朝霞市都市計画マスタープラン)	市	○	○	○
					市	○	○	○

■ 地震に関する取組

取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク回避	ハード対策	—	— (なし)	—	—	—	—
	ソフト対策	—	— (なし)	—	—	—	—
リスク低減	ハード対策	水道管耐震化	水道管の耐震化 耐震化・老朽化更新事業合わせて年間5kmを整備する。 整備率：56.0% (令和3(2021)年度末時点) 対象地域 全域 関連計画 朝霞市水道事業耐震化計画	市	○	○	○
			電柱倒壊による道路閉塞や停電を防ぐ無電柱化の推進 災害時における道路ネットワーク強化のため、緊急輸送道路や防災拠点等へアクセスする主要な道路の無電柱化を推進する。 対象地域 市道8号線他緊急輸送道路など 関連計画 朝霞市国土強靱化地域計画、朝霞市無電柱化推進計画	市	○	○	○
				橋梁の長寿命化・耐震化・浸水などの保全対策 市内の橋梁33か所の定期的な点検を行い、その結果を踏まえた適切な補修補強等の保全対策を実施し、長寿命化等を進める。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市道路整備基本計画、朝霞市橋梁長寿命化修繕計画	市	○	○



取組方針	対策種別	項目分類	取組内容	実施主体	実施時期の目標		
					短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)
リスク低減	ハード対策	耐震化	公共施設の耐震化改修 耐震改修が必要な公共施設について、耐震性を確保する工事に加え、大規模改修や長寿命化改修も併せて実施する。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市公共施設等総合管理計画、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画	市	○	○	○
			住宅や民間建築物に対する耐震化の促進 旧耐震基準で建設された住宅や民間建築物の所有者等に対し、耐震診断等や耐震改修などに関する情報提供・啓発を行うとともに、各種補助制度（埼玉県建築物耐震改修等補助制度、朝霞市既存建築物耐震診断補助金、朝霞市既存建築物耐震改修等補助金）を活用して建築物の耐震化の促進を図る。 対象地域 全域 関連計画 埼玉県建築物耐震改修促進計画、朝霞市建築物耐震改修促進計画	県市	○	○	○
	ソフト対策	空き家	空き家の適正な維持管理の周知 空き家等の適正管理に関する条例の運用を通じて、地震時に損壊のおそれがある管理不十分な空き家の所有者等に対し、適正に管理するよう周知を図る。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市空き家等の適正管理に関する条例	市	○	○	○
			危険なブロック塀の倒壊防止対策 地震によるブロック塀の倒壊を防止するため、以下の対策を行う。 ①ブロック塀の倒壊防止に関する普及・啓発 ②生け垣設置奨励補助制度による助成 ③緊急輸送道路等におけるブロック塀の実態把握 ④高さ1m以上で危険なブロック塀の撤去工事を行う際に補助金（朝霞市ブロック塀等撤去費補助金）を交付 対象地域 全域 関連計画 朝霞市地域防災計画、朝霞市建築物耐震改修促進計画	市	○	○	○
		各戸対策(再掲)	感震ブレイカーの設置推進 消防能力を超えて同時多発する地震火災を防ぐため、各戸を対象に出火確率を半減させる感震ブレイカーの設置を推進する。 対象地域 全域 関連計画 朝霞市地域防災計画	市	○	○	○

6 目標値の設定

防災指針における長期の目標値を設定し、今後、立地適正化計画の見直し時期（おおむね5年ごと）に合わせて達成度合いの評価を行います。なお、これらの目標は、今後の防災・減災の取組状況や災害に関する社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていくものとします。

		評価指標	基準	目標値
			令和2 (2020)年	令和27 (2045)年 (25年後)
各災害共通	目標1	GISでオープンデータ化する災害情報の数	0災害	11災害
	目標2	自主防災組織の結成率 【朝霞市地域防災計画】	82.1%	100%
（洪水・内水・家屋倒壊） 水害	目標3 (=第8章③)	防災上、危険性が懸念される地域に居住する人口 【朝霞市立地適正化計画】 3m以上の浸水想定区域の人口 (想定最大規模L2時)	13,045人	12,953人
	目標4	雨水貯留施設の整備 【朝霞市雨水管理総合計画】	0m ³	7,970m ³
土砂災害	目標5	市内の災害レッドゾーンの指定地区数 (指定解消による減)	21地区	10地区
	目標6	安全性が確認された大規模盛土造成地の箇所数	0 / 8か所	8 / 8か所
（密集市街地） 火災+地震	目標7	住宅密集地の改善 『防火・準防火地域』の新規指定地区数	—	1地区
	目標8	市内の不燃領域率が40%未満の地区数	1地区	0地区
地震	目標9	市内の住宅の耐震化率(推計値) 【朝霞市建築物耐震化促進計画】 (計画期間～令和7(2025)年度)	約95%	97%
	目標10	避難路・輸送道路確保のため無電柱化した道路長さ 【朝霞市無電柱化推進計画】	—	1,684m